

三島市スマートハウス設備導入費補助金の手引き

◎三島市では、持続可能な低炭素社会の実現に向け、地球温暖化防止を推進するため、創エネ・省エネ・蓄エネシステムを設置する方に予算の範囲内において、設置費の一部を補助します。

補助対象者

- 1 自ら居住し、又は居住する予定の市内の住宅（賃貸借住宅等を除く）に補助対象機器を設置しようとする方（補助対象機器が設置されている新築の住宅を購入する方を含む）。
- 2 市町村税を滞納していない方。

補助対象機器

- 1 住宅用太陽光発電システム
住宅の屋根等に設置し、太陽光を利用して発電する最大発電出力10キロワット未満の装置で、それにより発生した電力を電力会社へ供給できる状態にあるもの。
- 2 住宅用太陽熱利用システム
住宅の屋根等に設置し、太陽熱集熱器及び太陽蓄熱槽により構成された機器で、給湯・冷暖房等に利用可能なもの。
- 3 家庭用燃料電池システム
燃料電池ユニット及び貯蔵ユニットから構成され、電気と熱の目的を主目的とした機器のうち、経済産業省の「民生用燃料電池導入支援補助金」の対象として指定されているもの及びそれと同等以上の能力を有するもの。
- 4 家庭用リチウムイオン蓄電池システム
リチウムイオン蓄電池部に加え、インバータ等の電力交換装置を備えた機器のうち、経済産業省の「定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金」の対象として指定されるもの及びそれと同等以上の能力を有するもの。
- 5 家庭用エネルギー管理システム
経済産業省の「エネルギー管理システム導入促進事業費補助金」の対象として指定されているもの及びそれと同等以上の能力を有するもの。

* 上記に加え、過去に同一機器の補助を受けていない住宅に設置するもの。

補助金額

- 1 住宅用太陽光発電システム
公称最大出力値（キロワット表示し、小数点以下第2位未満は切り捨てる。）に10,000円を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）とし、その額は40,000円を上限とする。
- 2 住宅用太陽熱利用システム
上限25,000円
- 3 家庭用燃料電池システム
上限50,000円
- 4 家庭用リチウムイオン蓄電池システム
上限50,000円
- 5 家庭用エネルギー管理システム
上限10,000円

※ただし、スマートハウス設備の補助対象経費が、国の補助金等により満額充当されている場合は、市の補助金を受けることができません。

申請方法

太陽光発電システム等の設置工事着手前に以下の書類をそろえて、市役所環境政策課までお持ちください。

- 1 補助金等交付申請書及び内訳書
- 2 補助事業に係る見積書（写し）又は契約書（写し）若しくはこれに代わるもの
- 3 システム等の形状、規格等がわかる書類
- 4 市町村税の納税証明書
- 5 その他市長が必要と認める書類

補助金の交付決定

補助金の交付申請書を審査した後、補助金等交付決定通知書を送付します。着工は、必ずこの通知の後に行ってください。

補助金の請求

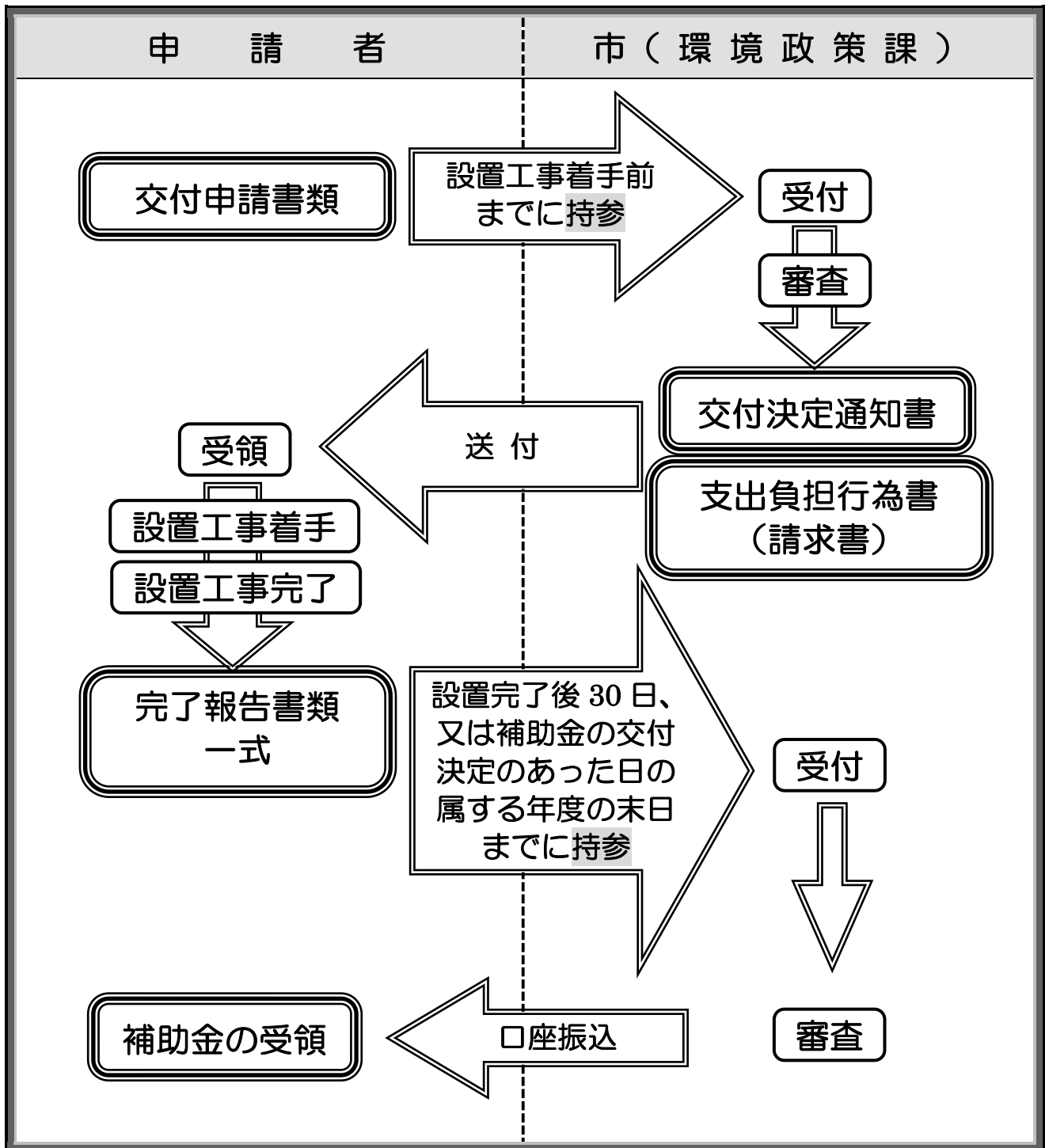
交付決定通知書を送付する際に、補助金交付用の請求書を送付いたします。工事が完了いたしましたら、請求書に口座名等を記入し、捺印して市役所環境政策課へ完了報告書と一緒に提出してください。請求書が提出された後、市は補助金を交付します。

完了報告

発電システム等の設置が完了した日から30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに以下の書類をそろえて、市役所環境政策課までお持ちください。

- 1 補助事業完了報告書
- 2 設備の設置費に係る領収書の写し
- 3 設備の設置状態を示すカラー写真
- 4 設備が設置されている住宅の付近見取り図
- 5 設備の設置場所が確認できる図面
- 6 設備を設置した住宅に居住していることを示す住民票の写し
- 7 【住宅用太陽光発電システム】
電力会社との電力受給に関する申込書の写し
【その他のシステム】
当該機器の品質を保証する書類の写し
- 8 支出負担行為書（請求書）
※交付決定通知書を送る際に一緒に郵送いたします。
- 9 スマートハウス設備導入費補助金アンケート

三島市スマートハウス設備導入費補助金 申請手続きの流れ



問い合わせ 〒411-0858
 三島市中央町 5-5
 三島市役所 環境市民部環境政策課
 TEL 055-983-2647 FAX 055-976-8728